

令和3年 6月15日
監 査 室

令和2事業年度内部監査 (旅費の執行等の状況) 報告について

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
理 事 長 藤原 康弘 殿

監査室長 立川 哲治

独立行政法人医薬品医療機器総合機構内部監査規程（平成17年規程第9号）第8条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の令和2事業年度内部監査（旅費の執行等の状況）について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査概要

令和2事業年度内部監査計画に従って、PMDAにおける「旅費の執行状況」に関して、旅費規程に基づき適正に執行されているか監査した。

なお、監査実施期間及び監査対象等は、以下のとおり。

- (1) 監査実施期間：令和3年2月16日（火）～令和3年3月26日（金）
- (2) 監 査 実 施 者：監査室2名
- (3) 監査対象部室：令和元年度に旅費支払い実績があった部室

2. 監査方法

- (1) 旅費関係業務を行っている全ての部室の令和元年度の出張実績を確認する。
- (2) 旅費事務処理マニュアルに準じ、適切な事務手続きがされているか確認する。
- (3) 旅費の精算までの一連の手続きが、適切に行われているかを確認する。

3. 監査結果

- (1) 対象期間に出張実績がある部室について確認したところ、旅費の執行自体は、後述（5）の財務会計システム上の齟齬を除いて、規程に則し適切に行われていることを確認した。
- (2) 出張旅費の精算までの流れについて確認したところ、速やかに精算書類を整えて財務管理部に提出していることを確認した。
- (3) 就業規則上、出張を命じられた職員等は帰任後速やかに復命しなければならな

いと定められているが、復命書に復命日が記載されていないケースが多く見受けられた。

このため、復命がいつなされたのかの確認が困難な状態となっている。

(4) (3)に関連して、機構内で統一された復命書の様式が定められておらず、各部室で独自に作成されている状況である。

(5) 旅費規程第6条2項及び3項により作成が定められている旅費概算(精算)請求書について、同規程の改正により様式が変更されていた。

ただし、軽微な変更であったが、改修に費用が必要との話を受けたため、別件での財務会計システムの改修の際に併せて変更するとの整理を行い、同システムに反映していなかった。

4. 指摘事項

(1) 総務部は、復命書の様式を策定し、機構内に周知すること。

その様式においては復命日の記載欄も設けること。

(2) 総務部は、同様に作成が定められているものの様式は定められていない所管規程がないか確認すること。

(3) 総務部は、管理業務・システム見直しの中で復命のあり方について検討し、必要な規程の改正を行うこと。

(4) 財務管理部は、旅費精算・概算請求書について、旅費規程で示されている様式を財務会計システムに反映させること。

5. 対応状況

(1) 旅費概算(精算)請求の様式については、現在保守業者と協議しており、近く修正される見込みである。

(2) 総務課長より、復命書の様式について各部室に周知する予定である。

以上